

避難所連絡体制強化事業
プロポーザル実施に関する質問への回答について

(令和8年8月7日公表)

No.	該当箇所	質問	回答
1	実施要領 第3項第6号	「国又は地方公共団体に対する導入実績」とは、直接契約したものに限られるか。	代理店等を経由した契約であっても、導入先が国又は地方公共団体であり、かつ、提案事業者が当該サービスの提供事業者として関与したことが確認できる場合は、導入実績に含む。
2	実施要領 第3項第6号	販売店である当社が ISO/IEC 27001 を取得しており、ISO/IEC 27017 はクラウドサービスを提供する開発元事業者が取得している。この場合、当社の ISO/IEC 27001 証明書と、開発元事業者の ISO/IEC 27017 証明書を提出することで要件を満たすものとしてよいのか。	参加事業者の ISO/IEC 27001 認証証明書及び開発元事業者の ISO/IEC 27017 認証証明書を併せて提出することにより要件を満たすことができるのは、参加事業者と開発元事業者との役割分担並びにシステムの開発及び保守・運用の実施体制が明確であり、かつ、ISO/IEC 27017 の認証を取得している事業者が、提案するクラウドサービスに係る開発及び保守・運用を担う場合に限るものとする。 なお、この場合においては、参加事業者と開発元事業者との関係、役割分担並びに本業務において当該認証対象サービスが提供されることを確認できる資料を併せて提出すること。
3	実施要領 第3項第6号	ISMAPクラウドサービスリストに掲載されている画面のコピーの提出を持って、要件を満たしていることの証明としてもよいのか。	お見込みの通り。